札幌市子どもの権利条例検討会議

第9回検討会議

会 議 録

日 時 : 平成19年12月22日(土)14時00分開会

場 所 : S T V 北 2 条 ビル 6 階 1 ~ 3 号 会 議 室

1.救済制度についての検討

座長 それでは、これから検討会議を開催いたします。

きょうは、先ほど行いました小学生から高校生までの子どもたちの意見交換も踏まえまして、子どもにとって身近で利用しやすい制度はどういうものなのかということについて皆さん方と議論をしていきたいと思います。

この後の意見交換は、大体5時ぐらいには終了するようにしたいと思います。皆さん、 もうかなりお疲れでしょうから、5時ぐらいには終了したいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) 本日お配りしております資料の中で補足させていただきますのは、資料4でございます。これは、ただいま行いました直接の意見交換以外に我々の方でかつて権利条例の検討を行いました子ども委員会の子どもたち、また、現在、市政への提案に向けて活動している子ども議会の子どもたちに、救済制度に関しまして同様のアンケート調査を行ったものがございます。その結果を一覧にしてまとめた資料でございます。

ただ、資料の合計人数のところで、41人の子どもたちというものと42人の子どもたちというものが入り交じってしまったのですが、正しくは42人でございます。42人の子どもたちから回答が出されております。(事務局注:後日、1人追加があり、最終的には、43人の子どもたちから回答が出されている。)

なお、平成19年度の子ども議会でございますけれども、来週の12月27日木曜日、1時から市議会の本物の議場において本会議を行う予定でおります。ことしの子ども議会では、例えば、いじめ対策委員会というものがございまして、子どもたちからいじめに対する取り組みについての提案も出されると聞いております。

平日の日中という時間帯でございますけれども、傍聴は自由にできますので、関心のある方は、ぜひ来ていただければありがたいと思います。

また、この子ども議会については、ホームページ子どもの権利ウェブの方でインターネット中継を実施する予定でおります。直接いらっしゃるのが難しい場合には、こちらのインターネット中継もぜひご活用いただけばありがたいと存じます。

私の方からは以上でございます。

座長 ありがとうございました。

それでは、意見交換を行っていきたいと思います。

まず、この会議をするに当たって、傍聴の方々が既に入室されておりますので、傍聴の 皆様にも知っていただくために、先ほどの子どもたちとの直接の意見交換につきまして、 ここにおられる委員の何人かの方から簡単に感想を言っていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、A委員、お願いいたします。

A委員 まず、小学生の方で感じたことですけれども、案外、顔と顔を見合って相談したいという方が多かったという印象を持ちました。でも、相談することを親には言わないという子もいたので、やはり、児童会館などで相談できるのがベストかなという印象を持ちました。

もう一点ですけれども、学校であった楽しいことも話せるといいという意見もあったので、やはり、かた苦しい相談機関というよりは、何でも話せる機関をつくり上げることができればいいなという印象を持ちました。

それから、中・高生の方についてですけれども、まず、こういう救済制度ができるということをCMで告知してほしいという意見が2件ほど出ました。学校に来られない人もいるから、学校でこういうものがあると告知しても知ることができないので、CM告知が重要だという意見も出ていまして、僕ももっともだと思いました。

そこに関しては、CMを流すには結構お金もかかりますので、事務局の方で具体的に考えていただければなという印象でございます。

それから、話したことでからかわれる可能性もある、相談したことでからかわれる可能性もあるという意見が出ていました。今考えている救済制度ですと、調整機能、勧告機能までいくと、当然、相談したということが相手方に知られることもあると思います。そういうことにどう対応していくのかなというふうに考えますと、やはり、調整する方の専門性がすごく重要になってくるのだろうなという印象を持ちました。

座長 ありがとうございます。

今、A委員から感想を述べていただきました。ありがとうございました。

それでは、ほかに何人かの方から感想を言っていただきたいと思います。ふだん、子どもたちと接しておられるB委員、いかがですか。

B委員 小学生も中学生も本当に素直にお話をしてくれたというふうに私は思います。 そういう意味では、話を聞いて非常によかったなと思っています。私たちが思っている以 上に親になかなか話せないということが結構あるのかなという感想を持ちました。そうい うようなことを踏まえながらできることを考えていく必要があるのかなと思います。

あとは、先ほど言われた相談の仕方については、今、A委員が言ったように、検討していく必要があるのかなと思いました。とても素直に話をしていただいたので、よかったなというふうに思います。

座長 ありがとうございます。

それでは、C委員、どうぞ。

C委員 私が一番最初に感じたのは、親にも話せない悩みがあるということが、自分が 思っていた以上に多いのかもしれないということです。

それともう一つは、救済制度の検討の中で、やはり、相談の間口を広くしておくことが 大切なのだということを改めて感じました。何気ない話をしていく中で、本当に相談でき る相手なのかとか、何とかしてくれるのか、自分の中である程度の確信を持てたときに少 しずつ本当の悩みが出てくるということを言っていた子がいました。また、中学生の中では、ふざけて相談するようなときに、そういう中から真実をとらえて、背後にある悩みをしっかりと拾い上げて悩みの解決に当たってあげるということがすごく大事ではないかと思います。今の子どもたちが置かれている複雑な環境や状況を見たときに、そういういろいるな要素があるのだなと思いましたので、できるだけ相談の間口を広くして、そこからいろいるなところにつなげていくような体制、そして、いろいろな相談の窓口との連携が大事なのかということを感じました。

座長 ありがとうございます。

今、3人の方に感想を伺いましたけれども、さらに、こういう感想を持っているという ことがありましたら、ほかの委員の方から出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

D委員 きょうは本当に小・中学生、高校生、しっかりした意見を持っているなというのが第一印象で、いつもとまた違う感じで、もう何回もという言い方は変ですけれども、意見を聞くのは本当に大事だなということがわかりました。

そこで、あの年齢のときは、やはり親にはなかなか言えないものだと思うのです。やはり、何かあったときは友達に真っ先に言うのであって、それから保健室の先生と、それこそだんだんと段階を踏んでいくような形ではないかなと思うのです。

C委員もおっしゃいましたけれども、間口を広くして、本当にその場所へ行っていじめなどの相談をするだけではなく、何気ないというか、さりげなく話ができる場を皆が求めているのではないかと思いました。

それから、PRの仕方です。先ほどA委員もおっしゃいましたけれども、テレビのCM、それからウィズユーカードという意見もありましたね。あれはとてもいいなと思いました。今は、デザイン学校の生徒さんがデザインしたウィズユーカードが結構あるのです。私もそれを何気なく見るので、ここにPRをしてくだされば、一番読んでくださると思いますし、周知の仕方としてはとてもいいのではないかと思いました。そういうものが採用されればいいなと思います。

座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

先ほど、子どもとの意見交換をしましたときに、私も子どもたちが非常に率直に、しかも素直に自分の考え方や意見を出してくれたと思いますが、それは、司会をやられた副座長の力が非常に大きいものがあったと思います。非常に話しやすい雰囲気をつくってくれたというふうに思っております。そういう意味では、副座長にお礼を申し上げなければならないわけですけれども、最後に、副座長に感想を述べていただければありがたいと思います。

副座長 本当に、子どもたちが自分の意見を表明するのがとても上手だということにまず驚きました。

私は、意見を聞いている中で、救済制度に拾い上げられるような内容というのは子どもたちはほとんど想定していないだろうと思いました。その上で、ああいうたくさんの意見が出てきたのだと思いますし、子どもたちの本当の生の気持ちというのは、今、大人と接する機会が少なく、しかも学校の先生か親御さん、あるいは塾の先生だけが大人なのですね。子どもたちは、大変限られた中で、本当は自分に年の近い人たちが自分のさりげないところで支えてくれることを求めているのだということが一つわかりました。

それを救済という形にするためには、この制度の中で、子どもたちのそういう声や悩みも拾っていく相談機能にするという考え方が大事なのか、あるいは、救済制度の相談機能というのは、既にたくさんの相談機関から上がってきている何らかの問題、各相談機関で非常に深刻な問題になりそうだからという形で一番最初の相談機能に上がってくるのかによって、その後が随分違ってくるし、こちらの配置の仕方も違ってくるのだろうなと思います。

子どもたちにとっては救済制度にかかわるような深刻な事態というのは、もちろん体験がないということもあると思うのですが、想像しにくいことなのだということも理解できたような気がいたします。

座長 ありがとうございます。

まだほかに感想をお持ちの方がいらっしゃると思いますが、それについては、具体的に この問題に関する意見交換をする中で出していただくことにいたします。

それでは、ただいま指摘いただいたこと、あるいは資料として配られているアンケート 調査結果も見ながら、子どもにとって利用しやすい制度について、残っている40分くら いの時間で考えていきたいと思います。

その際に、このアンケート順に従ってもよいですし、あるいは、皆さん方が気になった項目や、我々が答申にどのようなことを盛り込んだらよいかなどにつきまして、ご意見等を出していただきたいというふうに思います。

自由にご意見をお出しください。

出しづらいのであれば、アンケートの順番に沿ってやっていきましょうか。

まず、相談員の年齢、性別などについてご意見をいただきたいと思います。

質問1の部分ですが、どのような人が相談員であれば悩みを話しやすいかという点に関して、何かご意見があれば出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。利用しやすい制度という場合に、年齢や性別などをどういうふうに考えたらいいかということです。

E委員 先ほど、子どもの皆さんの話を聞いていて思ったのは、小学生のお子さんたちからは、割と年齢は何歳がいいというようなお話は出ていなかったと思いますが、性別については、女の子は女の人がいいというお話があったのに対して、男の子は親身になって聞いてくれるならどちらでもいいということで、その辺で違いがあったかと思います。そして、中学生のお子さんたちは、若い世代の人がいいとか、保健の先生をすごくイメージされてお話しされていたのがとても印象的でした。

私の意見としては、その子が共感しやすいのは、例えば、お父さんをイメージしている男の子がいたり、お母さんをイメージしている子どもがいたり、自分が話をして理解してくれるぐらいの若い年代の人がいいと言っている子もいたので、やはり、満遍なくいて、性別についても体のことの相談という話もあったので、男性と女性がいるといいのかなと思いました。

座長 今、E委員から、年齢についてはいろいろな世代がいた方がいい、性別については男性、女性の両方いた方がいいということですね。そういう意見が出されました。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。

D委員、いかがですか。

D委員 やはり、女性というか、お母さんのイメージが強いというか、その方が相談しやすいのだと思うのです。やはり、女の子だったら、体のことなら同性でなければなかなか言いづらいのではないかと思いますので、E委員が言うように、男女両方いらっしゃれば一番いいと思います。

それから、本当に若い方には話しやすいということで、高校生の女の子も、生徒会で意見をまとめると、30代、40代の人に話しやすいので、そういう方がなってくれればありがたいと言っていましたね。

やはり、ソフトというか、やわらかいイメージでお話を聞いてくださって、子どもたちが話しやすいように、何か意見を聞き出してくれるような形になってくれればいいのではないかと思います。

座長 最後におっしゃられたことは、性格的なものになるでしょうか、持っている雰囲気になりますかね。確かに、子どもたちの意見の中にも、温かい人とか、優しい人とか、その一方で、余りにこにこしていてはだめだという話もありましたね。ですから、いろいろな人がいることが大事ということになるのでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

F委員、どうですか。

F委員 前回、副座長やB委員からもいろいろ教えていただいたのですが、やはり、きょう会ってみて、しっかりなさっているお子さんが多かったなということと、すそ野を広げているいろなことを拾い上げていこうという相談がふえていったときには、やはり、同年代に近い方々が相談に応じることが可能なのかなと思いました。しつこいようですが、私が思っていたよりも、お子さん方、中学生も本当にはきはきと自分の意思を表示していらっしゃったので、相談を受ける人が子どもであった場合のリスクを考えた上でも、どこか限定的な局面では少し年上の子どもが相談に応じられる事案があると思いますし、子どもたち、きょういらっしゃった方々だと年の近い方が相談を受けるということも、将来に向けて余地が出てくるのかなと思いました。

座長 ありがとうございます。

F委員は、前回の意見についてますます自信を深めたようですね。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

年齢的には、かなり幅が広いいろいろな世代が必ず必要であるということは、先ほどの 意見交換の中でも確認できたかなと思います。

それから、性別に関しても、ここに出ておりますように、当然、女性、男性いずれも必要であるということです。そういうことからすると、女性、男性いろいろと取りまぜてと言うと表現がおかしいですけれども、幅広い年代の方が相談員になる必要があるのではないかということが確認できたと思いますし、皆さん方の意見もそうなのではないかと思います。

そういうふうなまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、年齢あるいは性別につきましてはこの辺にいたしまして、次の2ページになりますが、どのような方法で相談したいかということに関してご意見をいただきたいと思います。

相談の手法ですが、これについてはいかがでしょうか。

A委員 先ほど、最初に述べさせていただきました感想とも重なるのですけれども、まず、小学生で面接がいいと言われているお子さんが多かったので、やはり、面接は外せないと思います。また、小学生1人で、中心部の市役所で相談しているからそこまで出てこいと言うのも酷だと思いますので、やはり相談員の方々が児童会館とか地域に出ていければベストかなという印象を持ちました。

それから、中・高生に関しましては、メールがいいなと、最初はメールからスタートしたいなと言われているお子さんが多かったので、やはりメールも必要だと思いますが、メールの場合は、相談員の方々ができるだけスムーズに返信できるシステムになればいいなという印象を持ちました。

座長 ありがとうございます。

今、A委員の方から、先ほどの意見交換の場で、小学生は面接を望んでいる声が多く、中・高生の場合にはメール、電話が多いので、それに合わせた形でやっていかなければならないということからすると、面接、メール、電話と全部取り入れるということですね。

A委員 できるだけ多種多様に相談できればいいなと思います。

座長 ということですが、ほかの皆さん方はいかがでしょうか。

F委員 最終的には相談機能をどういうふうに考えていくかということに帰結しますし、 先ほど副座長がおっしゃった部分も問題として検討していかなければいけないと思います。 弁護士会で週1回やっている子どもの権利110番を、僕が7年ぐらい前に中心となってやっ たときに、メール相談をやるかやらないかという議論がありました。僕は推進派だったの ですけれども、なるほどなと思って、やるべきじゃないと思ったのです。それは無責任に なるということです。

伝えたい方々から深夜でも朝でもどんな状況でもメールが送信されてきて、それを返信

するのにどれぐらい時間がかかるのか、返信するシステムができるのか、返信する人が継続的に1通目、2通目、3通目のメールを一貫して送ることができるのか、そのとき、そのときにいる担当者が場当たり的に対応せざるを得なくなってくるのかということを弁護士会の中で検討したときに、これはやめた方がいいのではないかということになったのです。

ただ、先ほどの中学生の意見を聞きますと、徐々に入っていくということを考えると、いわゆる相談機能の相談の概念づけを今議論しても仕方ないでしょうけれども、橋渡し的なものについては、一部、役割があるかなと思います。ただ、その橋渡し的なところにメールを位置づけたとしても、どんな回答ができるのか。繰り返し、繰り返し来たメールに対して、電話していらっしゃいということでいいのかと。ですから、その委員会でも議論されましたけれども、メールのこわさといいますか、無責任さが出てしまうのではないかというところが懸念されます。ただ、徐々にという話になると、橋渡しとしては大きい機能を持っていると思います。この辺は、メールを通してどんな返答ができるのかということをG委員や副座長に意見を聞きたいなと、先ほど子どもの意見を聞きながら思っていました。

座長 今、メールの問題に関して、F委員から一つの問題点が出されました。メールというのは、橋渡し的な意味はかなりあるだろうけれども、無責任となる心配があるので、 その点をどういうふうに考えていったらいいかという問題点が出されました。

そのあたりについて、実際にこれまでいろいろな形で担当されてきているG委員はどういうふうに考えられますでしょうか。

G委員 F委員が言われたことは、そのとおりの面があります。一つは、メールで来た相談をどういう形で扱うのかということをかなりきちんと決めなければいけないのです。例えば、今、いのちの電話で東京でメールをやっているのですが、それは、ホームページから受けるだけで、1日10件ぐらいに限定していまして、それ以上は入れなくなるのです。そこには必ず断り書きがあって、すぐにリターンはありませんと、二、三日以内には必ずお返事を差し上げますけれども、すぐにはリターンはしない、それでもよろしければという前提でやっています。

ですから、どういう内容で返答するかは、いのちの電話はいのちの電話の話ですから、 こちらはこちらで考えなければいけないだろうと思います。そういうことは一つあります。

そういう意味では、一つの機能として、F委員が言われたように、つなぎといいますか、まずはそこから入っていってということがあるのですけれども、今、メールは、特に中・高生以上には普及していますし、大学生ならほぼ全員がメールを使っているという状況があります。1年生はまだ18歳ですけれども、そういうことがありますので、メールでなければ相談できない子どもがいるかもしれないという問題があるのです。そうすると、これは、単なるつなぎよりも、そういう手段をつくっておくことによって初めて相談が可能になる場合もあり得るので、その辺をどう考えるかということです。

先ほど副座長がおっしゃっていたように、この救済制度をどういう制度として位置づけるかということが非常に大きくて、それによって、メールをどうするか、それはなくすという意味ではなくて、やり方を考える上ではかなり違ってくるかもしれないと思っております。

座長 ありがとうございます。

積極的な意味もあるということですね。そういう中で、どういう条件をつけたらいいか ということがかなり大事になってくるだろうということになりましょうか。

副座長、いかがですか。

副座長 私も、面接相談が主のところでメールの相談を受け付けるということをやったことがありますけれども、ハウ・ツーの相談の場合は非常に役に立つのです。どうしたらいいかというときには、それに対する答えというのは大体同じような答えが返ってきますね。カウンセリング的な相談の場合は、まず、相談を受ける人は余り変わらないというのが原則で、1人の人がやらざるを得ないです。ずっと流れもありますし、一から聞くわけにもいかないというところがあります。

先ほどG委員がおっしゃったように、どんな相談を位置づけるかというところで随分違ってくると思います。子どもの何でも相談でしたら、メールのやりとりも入口として使うことができると思います。先ほどから気になっていますのは、原則として相談の対象はいじめや虐待というより深刻な相談をこの相談機能に位置づけるのか、私たちが相談と言われるすべてのものをここに集約していくのかということで随分違ってくるような気がしています。

これは、どちらということになっているのでしょうか。

て委員 携帯電話のことにかかわってなのですが、今、中学校、高校で一番問題になっているのは、メールを使ってのいじめとか、悪口を書くとか、よく学校裏サイトというふうに言われている部分なのです。中学校の教育現場としては、私たち自身がメールの裏の世界がどうなっているのかについて勉強不足のところもあるのですが、子どもたちの方がどんどん先へ行っている関係もあって、親御さんには性急に携帯を持たせない方が教育上望ましいという指導をしているのです。ただ、現実には、少しずつふえてきていると思うのですが、私としては、こういう環境の中で子どもたちに携帯電話を与えていくことは非常に危険な状態にあるので、そのあたりの整備とか、親や大人がそういうことについてもっと勉強していかなければいけないですし、メール相談というのは、ある意味、そういうところに入っていく危険性があるのではないかというふうに思うのです。

私たちが望んでいるサイトにアクセスしてくれずに、ほかにもどういう相談の窓口があるのだろうというふうになったときに、悪意の相談のところに入り込んでいくということもあるので、非常に不安を感じながら話を聞いていたのです。取り越し苦労かもしれませんけれども、特に、中学生についてメール相談をメーンにするのは時期尚早かなと私は思いますので、電話とか、せめてファクスとか、そういう手段の方が中学生にはいいのかな

という感じがします。

座長 今、C委員からは、メール相談に関してはいろいろな問題がありそうなのでという消極的なご意見が出されたと思うのですけれども、そのあたりはどういうに位置づけたらよいでしょうか。

例えば、先ほどG委員がおっしゃったように、かなり条件をつけた上でメールを手段として用いることが可能かどうか、そのあたりも探ってみたらよろしいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

て委員 すごく難しい問題ですが、確かに便利で必要なもので、そうすることによって 効果はあるのかもしれません。ただ、大人としては、そういうことをあえてだめだと、少しでも状況が整うのを待って、むしろ違う方に働きかけて、今はフィルタリングの問題も 取り上げられて、そういうことを意識してやるところも出てきています。保護者もそうだし、企業もそうですけれども、よかれと思ってやっていることが逆に子どもの危険を助長していくことにつながる可能性があるというのが不安なのです。

座長 その点はどうでしょうか。

副座長 C委員のおっしゃることが大変よくわかるのは、私たちはもちろん公表できませんが、このごろ、個別の本当に内密な相談の中で物すごく深刻なことが起こっています。生命にかかわることも含めてです。ただの誹謗中傷ではなくて、いわば性的なものも含んだ、例えば交際している相手に裸の写真を送れと、写メールと言うのでしょうか、そのことが非常に大きな問題になっていくということがあるのです。多分、C委員は、メールを使うこと一般の危険の方が非常に大きくて、ここで使われるメールとは全く異なった世界があるというふうにおっしゃりたかったのだと思うのですが、そもそも中学生は携帯電話を許されているのでしょうか。

C委員 多くの学校では、持たないことが望ましい、まだ早いというふうに指導していると思います。最終的には親御さんの判断だと思いますけれども、危険が大きいので、使う場合でも約束事だとか限定だとかいろいろなセキュリティーをした上でということでお話ししていると思います。禁止することはもちろんできないです。

G委員 チャイルドラインではメールはやっていません。前にも話したことがあるかも しれませんが、札幌でも今はフリーダイヤルにしました。フリーダイヤルにすると、いろ いろなシステムがあって、携帯電話かそうでないかがわかるのですけれども、半分は携帯 電話です。小学生、中学生が中心ですが、この電話の半分は携帯電話です。

座長 僕は携帯電話が極めて苦手なものですから、それがどういう機能を持っているかもよくわからないのですが、例えば、相談手段としてメールを使うことによってどういうまずい点が出てくるのでしょうか。メールだけを使うということに限定してですが、そのあたりがわからないものですから教えていただけませんか。

C委員 ちょっと理不尽かもしれませんけれども、メールを使うことが世の中の当たり 前になりつつありますね。つまり、私たちの社会では、子どもたちも含めて携帯電話を持 ったりメールを使ったりするのが当たり前になっているわけです。それぞれの家庭や教育 現場では便利で社会的なツールなのだけれども、あえて子どものために持たせないという 姿勢は大事なのではないかと思うのです。

例えば、メールを前面に出して相談を受けるということは、社会の文化というか今の状況を認知したことになるわけです。

F委員 今は、子どもにとって利用しやすい制度設計がどうかというところで、それを利用したいという子どもがいた場合に、制限的な条件をかませた上でもその道を開くかどうかという議論をしているのであって、メール一般の社会的な弊害を議論しているわけではないと思うのです。メール一般の社会的な弊害を議論の中に入れ込んだとしても、先ほどG委員がおっしゃったように、携帯電話を持っている人が、ある時間帯、自分の気持ちを伝えたいという子どもがいたときに、自分の持っているメールでそれを伝えるというベクトルの矢印の方向を認めるかどうかの議論をしているのですから、私はかみ合っていないのではないかと思います。

副座長 そうなのですが、実際に子どもたちが、どの場合はいいメールで、どの場合は 悪いメールという使い分けが本当にできるかどうかということです。私も、そういう議論 がないと、実際に大変な状況を見ていますので、メールを使っていいとはなかなか素直に 言えないところがあります。確かに子どもたちにとってはとても使いやすいのだけれども、 本当にそれを認めてしまっていいのかというところの議論がないまま、便利だからという ことにもならないような気がするのです。

多分、携帯電話やメールのことを話し出したら、物すごい時間がかかって、収拾がつかなくなると思いますので、これは私もわからないとしか言えないです。かみ合っていないのですけれども、両方とも大事なような気がするのです。

座長 ただ、ちょっと気になるのは、メールという手段が使えなくなった場合、利用し やすい救済のための相談という点から考えると、かなり利用しづらくなってしまうのでは ないかという気がするのですけれども、その点はどうでしょうか。

C委員 私は、先ほど言いましたように、中・高生はというお話をしていますので、だから、少なくとも中・高生の教育現場では、メールというのは日常的に安心して使えない部分があるのだぞというところの指導をもっとしていかなければいけないと思っているのです。

メールは一切だめだということではなくて、そういう相談を受けるところはたくさんあるのです。メールで悩みの相談を受けてくれるとなったきに、どんどんと宣伝していったときに、そういう危険も一方ではあるということを私たちは考えなければならないということを、先ほどのF委員のお話の中でつけ加えたかったのです。教育現場の現実の問題としてです。

D委員 よくわかりませんけれども、子どもたちの方が進んでいるのではないでしょうか。子どもの方が先に進んでいて、携帯電話を持たせないと言っても、もう持っているの

ではないかと思います。子どもの方がもうちょっと進んでいると思うのです。

F委員 議論の内容の中に含めることについては僕は賛成です。賛成ですが、携帯電話を中・高生に、中学生に限定された議論でもいいですが、携帯電話を持つべきかどうかという議論と、持ったとしても、芳しくないというか、アクセスすべきではないところにいるいるアクセスして自分や周りの人に被害を及ぼしてしまうという話と、既に携帯電話を持っている子どもが自分の相談のためにその携帯を使ってアクセスするという話は関係ないと言っているのです。持つべきかどうか、持った上でどういう弊害があるかということを教育現場で指導することは極めて大事なことだと思いますが、既に持っている子がアクセスすることについて議論しているわけです。だから、僕はかみ合わないと言っているのです。

座長 どうぞ。

B委員 F委員が言っていることはよくわかります。

小学校では持ってきてはいけないと言っています。どうしても持ってくる子どもについて、預かって、帰りにまた返します。それは、学校現場の中での携帯電話の一つの対応の仕方ということです。今、話題になっているのは、F委員が言っているように、メールで受け付けるか受け付けないかということですね。持っている子は帰ってからでも悩みをメールで打つかもしれません。だから、そのあたりのことを整理して話をした方がいいと思います。

もちろん、中学校の現場では、メールというか、携帯電話については本当に指導が大変な部分はありますし、C委員が言っているように、どんどんいろいろなところに入っていくというような心配がありますけれども、そのあたりは、F委員が言っているように、整理して話をした方がいいのではないかと思いました。

座長 この問題に関しては、我々として、相談に関してメールで受け付けるかどうかというあたりに絞って話をすべきではないかと思います。あとは、その利用方法などについてはまた別の問題ということで考えていった方がいいだろうと思います。そういうことで考えていった場合に、メールというものも一つの手段としてしっかりと位置づけるということです。つまり、面接、電話、あるいはメールという手段があるということです。それ以外にも、例えばファクスなども手段として考えていいと思いますし、できるだけ幅広い手段ということで考えていったらよろしいのではないかと思います。

そういう押さえ方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、手法についてはこの辺にいたしまして、時間帯、曜日、場所について 何かございましたらご意見を出していただきたいと思います。

3番、4番です。

G委員 先ほど、子どもさんたちにこの点についてちょっと聞きましたが、私がその意見を聞いていて、なるほどもっともだと思いました。なぜ土曜・日曜・祝日なのかという

ことについて、特に中・高生はまさにそのとおり、よくわかりました。問題は可能なのかということだと思いました。つまり、24時間はとりあえず無理としても、平日以外の土・日・祝日に実際に受けることが果たして現実的にできるのかということだけがちょっと気になりました。ただし、要望はそこにあるのだなということははっきりわかりました。

座長 意見としても非常に多かったですね。土・日・祝日ということですが、問題はそれを現実にできるかどうかということになりますね。

G委員 できるのであれば、やるべきだと思います。

座長 そのあたりはどういうふうに考えたらいいでしょうか。可能性を探って、できるのであれば本当にやった方がいいと思いますけれども、その点、事務局から何かありますでしょうか。

事務局(子ども未来局高屋敷部長) まだ確たることはお答えできませんけれども、もし、そういうことが答申に盛り込まれれば、当然、素案をつくるときにそういう方向で検討する余地はあると思います。やはり、あるべき姿を意見として盛り込んでいただければと思います。

もちろん、限界があるということは一応お断りしておきます。

座長 そうであれば、我々としては議論しやすいですね。我々の考え方をここではっきり示すということになりましょう。そういうことからすると、G委員がおっしゃったように、相談する日時に関しては、基本的に土・日・祝日も含めるということで考えていくということですね。

さらに、場所はどうでしょうか。相談できる場所です。これについては、子どもたちの 意見としては、例えば児童施設などが挙げられていました。そして、近いところがいいと いう意見が結構出ていましたね。中には学校という意見も出ていたようです。

E委員 B委員に質問させていただきたいのですが、先ほどスクールカウンセラーの話になったときに、中学生についてはC委員や副座長からご説明があったのですが、小学校はどれぐらいの配置になっているのでしょうか。

B委員 スクールカウンセラーにつきましては、中学校と同じように入っています。ただ、これはちょっとわかりませんが、中学校のように子どもたちが行って相談するということではなくて、まず最初は、担任が必ず入っていろいろ聞き取り調査をしたりします。あとは、親に来ていただくというような形でやっております。ですから、きょう子どもたちが言っていたニュアンスとは違うと思います。中学校とは違うと思います。

E委員 1週間に8時間で、お子さんと直接話すというよりも、保護者や担任の方と話す役割をされているということでしょうか。

事務局(教育委員会池上課長) 今の部分について、教育委員会から補足したいと思います。

今の部分について、教育委員会から補足したいと思います。

小学校については、原則、月に2時間です。今年度から、各学校に2時間配置していま

す。というふうになっております。昨年度までは、中学校に配置しているスクールカウンセラーに対して、小学校から中学校にお願いして融通してもらったのが実情でした。今後、 配置時間をふやしていきたいと考えているところです。

C委員 そういう状況ですので、中学校もその前は4時間というところからスタートしているのです。基本的には、先ほどありましたけれども、担任の先生や保健室の先生が、相談の必要な子や親御さんに声をかけてあげる方法と、直接呼びかける方法と、二つを使っています。

先ほど話を聞いている中で、周知されていないことについてはこの後の課題だなと思いましたけれども、現実には、スクールカウンセラーの先生方はその6時間以上に家庭訪問も含めて電話相談等もしているので、実際には勤務時間についてはびっしり対応をされています。

座長 ありがとうございます。

ほかに、相談できるところに関してご意見はございませんか。

G委員 場所の想定として、1カ所に相談員たちがいて、そこで対応するというやり方をメーンに考えるのか、それとも、必要に応じて出前のように出ていくことを考えるかということになるかと思います。出ていくとしたら、どこへ出ていくかというのはいろいろ議論があると思います。また、どちらも可能なのかということについても、相談員が一体何人ぐらいいるのか、それから、これは最も重要なポイントになりますが、相談機能としてどういう機能をメーンに設定するかによってそこが変わってしまうと思うのです。例えば、本当に申し立てにつながるようなケースをかなり限定して扱うということになると、出前は余り必要なくなるかもしれませんが、できるだけすそ野を広げていろいろな相談をすくい上げるということになると、子どもさんたちは、すぐ近くに相談できるところがあると相談しやすいと言っていましたね。確かにそうだろうと思います。子どもたちがいかに利用しやすいかということは、そこのメーンの相談をどういうふうに考えるかということともかかわってくるのではないかと思います。

でも、考えられるのは大きく言うと二つかなと思います。

座長 できるだけ利用しやすい状況をつくっていくことがすごく大事になってきますね。 そういう中で、さらに言えば、どれだけ相談員が確保できるかという問題もありますね。 そのあたりをうまく考えながら、できるだけいろいろな形で対応していけるような道を探っていくことが大事だと思います。そういうことからすると、近所といいますか、本部といいますか、相談室だけに限らず、いろいろ対応できるような道を探っていくことが大事かと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、アンケート調査に基づく意見交換については終わりになりますけれど も、最後に、その他として何かございますでしょうか。 F委員 広報の関係ですが、広報については札幌市という役所はすごいノウハウを持っているのです。先ほどのウィズユーカードの関係ですけれども、弁護士会の方で広告を出そうとしたときには、2万枚か1万枚をまず購入してくださいと。1,000円掛ける1万枚だと弁護士会の予算が破綻するので、だめだと。では、地下鉄のドアのところに両面をのりづけで張っている広告はどうか。何々産婦人科は何番とかというものが張られていますね。しかし、あれも、詳しいことは忘れましたけれども、1カ月ぐらい掲載するのに300万円ぐらいかかるのです。

ただ、教育委員会も交通局もすごいノウハウを持っています。例えば、弁護士会で各市の小学校や中学校にポスターを張ってもらうというときに私がお願いしたことがあるのですが、完璧にスムーズにその郵便物が行くというシステムを持っていらっしゃいます。交通局も、どこにどういうふうに張ればという話があります。

先ほど僕がメールのことをお話ししたのは、今はバーコードか何かがついたポスターがあって、そこを照らすと自分の携帯に移るものがあるのです。そうすると、僕はわかりませんが、地下鉄の窓の付近にこの制度の広告が張ってあって、そこを照らして移しとると。僕は、コマーシャルは反対なのです。継続的に見られるということを考えると、コマーシャルはいつ見られるかわからないので、毎日、市電や地下鉄に乗るときに、これは携帯を持っていらっしゃる方ですが、持つべきかどうかの議論を踏まえた上で、持っている方が、ちょっとした朝に、そこを照らしてバーコードを移しとると。

広報の関係は、市の教育委員会も、交通局も、私が経験した中でもすごいノウハウを持っていらっしゃるので、かえって交通局の方とか、今いらっしゃる教育委員会の方にこんなノウハウがあるのだということをご指導いただきたいくらいです。

座長 そのノウハウを使って積極的に広報活動をしてほしいということですね。

F委員 お金がかからないものです。ほかに方法があれば別ですけれどもね。

座長 ポスターをつくる費用はかかりますけれどもね。

これは、先ほどの子どもとの意見交換でもありましたが、できるだけ子どもたちが知ることができる状況をつくっていただくと、そういう相談ができるということです。その点で、やはり広報についても積極的に行ってもらうということを盛り込むということですね。 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 もしよろしければ、そろそろ時間が過ぎておりますので、きょうの会議はこの辺で終わりにしたいと思います。

最後に、事務局の方から連絡をお願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) それでは、年明けの日程調整でございます。

前回、座長からもお話がございましたとおり、今のところ、何とか1月中に答申をまとめていくようなスケジュールを考えております。そうなりますと、現在のところ、1月には何回か会議を持たなければならないという状況です。まず、1月16日につきましては、

出席できない方もいらっしゃいますが、この日は確定させていただきたいと思います。それから、23日、29日を候補にさせていただいて、これから調整させていただきたいと考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。詳しい時間帯や場所等につきましては、改めて通知をさせていただきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

座長 どうもありがとうございます。

2.閉 会

座長 それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

きょうは、非常に長い間、どうもありがとうございました。

ことしの会議はこれで終わりになりますが、皆様方にはいろいろとお世話になりました。 よいお年をお迎えくださいませ。

以上